

江角学びの交流センター著作権規程（2017年11月1日制定）

（この規程の目的）

第1条 この規程は、江角学びの交流センター（以下、当センターと略す）発行の出版物に掲載された論文、エッセイ、書評等に関する著作者の著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

（著作権の帰属）

第2条 当センター発行の出版物に掲載された論文等に関する著作権¹は原則として、著作者から当センターへの譲渡²により、当センターに帰属する。特別な事情により譲渡が困難な場合には、申し出により著作者と当センターの協議の上、措置する。

（不行使特約）

第3条 著作者は、以下に該当する場合、当センターに対して、著作者人格権を行使しないものとする。

1. 電子的配布における技術的問題に伴う改変
2. 論文タイトル、アブストラクト等のみ抽出して利用

（第三者への利用許諾）

第4条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、当センターにおいて審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。

2. 前項の措置によって第三者から当センターに対価の支払いがあった場合には、その対価は原則として著作者自身に帰属する。

（著作者の権利）

第5条 1. 当センターが著作権を有する論文等の著作物を著作者自身が利用することに対し、当センターはこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。

2. 著作者が著作物を利用しようとする場合、著作者は当センターに事前に申し出を行った上、利用された複製物あるいは著作物中に当センターの出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、元の論文等を25%以上変更した場合には、この限りではない。また、3項にかかわる利用に関しては事前に申し出ることなく利用できる。

3. 著作者は、掲載された論文等について、いつでも著作者個人のWebサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）において自ら創作した著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して当センターの出版物にかかる出典を明記しなければならない。

（著作権侵害および紛争処理）

第6条 当センターが著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、当センターと著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 当センター発行の出版物に掲載された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(発効期日)

第7条 この規程は平成22年3月1日に遡って有効とする。なお、平成22年3月1日より前に掲載された論文等の著作権についても、著作者から別段の申し出があり、当センターが当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この規程の定めるところに準じて取り扱うものとする。

¹著作権とは、著作権法第二十一条から第二十八条に定められたものをいう。

²著作者から当センターへ著作権に関する承諾書が提出されることにより、著作権の譲渡が行われる。